

吸収分割に係る事前開示書面
(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める書面)

令和3年6月21日

株式会社エイチーム

令和3年6月21日

吸収分割に係る事前開示事項

名古屋市中村区名駅三丁目28番12号

株式会社エイチーム
代表取締役 林 高生

当社及び株式会社エイチームエンターテインメント（本店所在地：名古屋市中村区名駅三丁目28番12号、以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、それぞれの取締役会決議に基づき、令和3年5月13日付けで、令和3年8月1日を効力発生日とする吸収分割契約を締結いたしました（以下「本件吸収分割」といいます。）。

本件吸収分割に関する会社法（以下「法」といいます。）第782条第1項及び同法施行規則（以下「規則」といいます。）第183条に基づく事前開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容（法第782条第1項第2号）

別紙1「吸収分割契約書」のとおりです。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（規則第183条第1号イ）

本件吸収分割に際しては、当社に対して吸収分割承継会社の株式その他の資産の割当てを行いません。

3. 吸収分割承継会社についての事項（規則第183条第4号イ、ハ）

（1）成立の日における貸借対照表の内容

別紙2のとおりです。

（2）成立の日の後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

4. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（規則第183条第5号イ）

該当事項はありません。

5. 吸収分割が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込みに関する事項（規則第183条第6号）

（1）当社の債務の履行の見込みについて

当社の令和2年7月31日現在の貸借対照表における資産の額は13667百万円、

負債の額は４８６８百万円、純資産の額は８７９８百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

本件吸収分割により当社が吸収分割承継会社に対して移転する資産の額及び負債の額は、それぞれ１５９４百万円と３０２百万円となる見込みです。

また、本件吸収分割の効力発生日までに当社の資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されていません。

以上より、本件吸収分割後における当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点、並びに、当社の収益状況及びキャッシュフロー等にかんがみて、当社の負担する債務については、本件吸収分割の効力発生日以後も履行の見込みがあるものと判断します。

（２）吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

吸収分割承継会社の設立時の貸借対照表における資産の額は１００百万円、負債の額は０円、純資産の額は１００百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

（１）で述べたとおり、本件吸収分割により吸収分割承継会社が承継する資産及び負債の額は、それぞれ１５９４百万円と３０２百万円となる見込みです。

また、本件吸収分割の効力発生日までに吸収分割承継会社の資産および負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されていません。

以上より、本件吸収分割後における吸収分割承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点、並びに、吸収分割承継会社の収益状況及びキャッシュフロー等にかんがみて、吸収分割承継会社が当社から承継する債務については、本件吸収分割の効力発生日以後も履行の見込みがあるものと判断します。

６．本件吸収分割契約備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記に掲げる事項に変更があった場合には、直ちにこれを開示します。

以 上

別紙 1

吸収分割契約書



吸収分割契約書

株式会社エイチーム（以下「甲」という。）及び株式会社エイチームエンターテインメント（以下「乙」という。）は、第 1 条に定める事業に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」という。）について、以下のとおり吸収分割契約を締結する。

第 1 条（本件吸収分割）

1. 甲は、本契約の定めに従い、本件吸収分割の効力発生日をもって、甲の営む事業の一部であるエンターテインメント事業（以下「本件事業」という。）に関わる一切の業務を、分割して乙に承継させ、乙はこれを承継する。
2. 本件吸収分割にかかる吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は以下のとおりである。

甲： 吸収分割会社

商号：株式会社エイチーム

住所：名古屋市中村区名駅三丁目 28 番 12 号

乙： 吸収分割承継会社

商号：株式会社エイチームエンターテインメント

住所：名古屋市中村区名駅三丁目 28 番 12 号

第 2 条（承継する権利義務）

1. 本件吸収分割により乙が甲から承継する資産、債務、雇用関係その他の権利義務は、効力発生日において本件事業に属する別紙「承継権利義務明細表」に記載する権利義務とする。
2. 前項に基づき承継する権利義務のうち資産及び負債の評価については、令和 2 年 7 月 31 日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの一切の増減を加除して行う。

第 3 条（本件吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件吸収分割に際し、甲に対して株式、金銭その他の財産を交付しない。

第 4 条（増加すべき乙の資本金及び準備金）

本件吸収分割により増加する乙の資本金、資本準備金、利益準備金は次のとおりとする。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 資本金 | 0 円 |
| (2) 資本準備金 | 0 円 |
| (3) 利益準備金 | 0 円 |

第 5 条（必要手続等）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ債権者保護手続その他関連法令により必要となる手続を行うものとする。但し、分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上これを変更することができる。

第 6 条（効力発生日）

効力発生日は、令和 3 年 8 月 1 日とする。但し、分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上これを変更することができる。

第7条（会社財産の善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまで善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務を執行し、且つ一切の財産管理を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、予め甲乙協議の上でこれを実行する。

第8条（競業避止業務の免除）

甲は、乙が承継する本件事業について競業避止業務を負わない。

第9条（分割条件の変更及び分割契約の解除）

本契約締結日から効力発生日の前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議の上、分割条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、必要な承認を得られない場合、その効力を失う。

第11条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項の他、本件吸収分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上でこれを決定する。

本契約書の原本を1通作成し、甲及び乙が記名押印の上、甲が原本を保有し、乙がその写しを保有する。

令和3年5月13日

甲 名古屋市中村区名駅三丁目28番12号
株式会社エイチーム
代表取締役 林 高生



乙 名古屋市中村区名駅三丁目28番12号
株式会社エイチームエンターテインメント
代表取締役 中内 之公



別紙

承継権利義務明細表

1 資産

本件事業に属する一切の資産

2 債務

本件事業に属する一切の債務

3 承継するその他の権利義務

(1) 雇用契約

本件事業に従事する従業員との間の一切の雇用契約。なお、勤続年数については、甲における勤続年数を通算するものとする。

(2) その他

本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務



別紙 2

吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

令和 3 年 4 月 2 2 日現在

(単位：千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	100,000	負 債 合 計	0
		株主資本	100,000
		資本金	50,000
		資本準備金	50,000
		純 資 産 合 計	100,000
資 産 合 計	100,000	負 債 ・ 純 資 産 合 計	100,000